

平成25年1月8日

関係各位

国立大学法人名古屋工業大学
産学官連携センター
センター長 増田 秀樹

共同研究の一般管理費の取扱いの変更について（お知らせ）

本学の教育・研究活動につきましては、日頃よりご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本学におきましては、民間企業をはじめとした学外機関等との共同研究等の産学官連携活動を推進しているところでございます。このたび本学における共同研究の研究支援体制を充実させ、共同研究のより円滑な推進のための環境整備を実現するべく、共同研究の一般管理費の取扱いを、下記のとおり変更させていただくこととなりました。

関係各位におかれましては、上記趣旨にご理解賜り、今後とも本学との連携につきまして、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

○一般管理費の算定方法

【現 行】

- (1) 学外機関等が負担する直接経費（共同研究遂行のため特に必要となる謝金，旅費，消耗品費，光熱水費等の直接的な経費）の10%に相当する額
- (2) 上記による上限額は、共同研究1件（複数年度に亘る共同研究であっても、単年度ごとに別契約とする場合はそれぞれ1件とする）あたり100万円

【変更後】

学外機関等が負担する直接経費（共同研究遂行のため特に必要となる謝金，旅費，消耗品費，光熱水費等の直接的な経費）の10%に相当する額とし、共同研究1件あたり100万円の上限額を撤廃する。

○適用対象

契約締結日が平成25年4月1日以降のすべての契約、または研究期間開始日が平成25年4月1日以降の契約もしくは変更前の研究期間終了日が平成25年3月31日である契約で当該研究期間を平成25年4月1日以降も延長する変更契約について適用する。

（本通知の内容に関するお問い合わせ先）

名古屋工業大学研究支援課産学官連携係

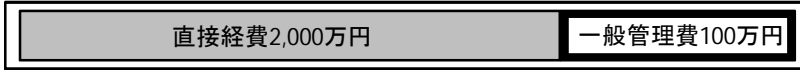
電話番号：052-735-5627

E-mail：c-socc@adm.nitech.ac.jp

【現行：平成25年3月末まで】

- ◆例1：
 直接経費2,000万円×10%=200万
 100万円上限額のため、一般管理費は100万円

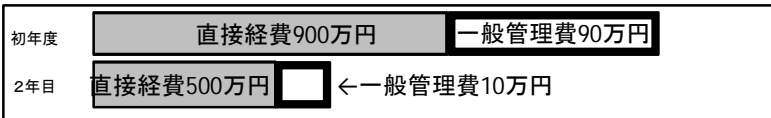
研究経費全体 2,100万円



- ◆例2：
 初年度の直接経費900万円×10%=90万(=初年度一般管理費)

2年目に期間延長の変更契約を締結し、直接経費500万円増額
 2年目直接経費500万円×10%=50万
 初年度一般管理費が90万円であり、残り10万円で上限額に達する
 従って2年目の一般管理費は10万円

研究経費全体 1,500万円



【変更後：平成25年4月以降】

- ◆例1：
 直接経費2,000万円×10%=200万
 一般管理費は200万円

研究経費全体 2,200万円



- ◆例2：
 初年度の直接経費900万円×10%=90万(=初年度一般管理費)

2年目に期間延長の変更契約を締結し、直接経費500万円増額
 2年目直接経費500万円×10%=50万(=2年目一般管理費)

研究経費全体 1,540万円

